

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院使用料等諸料金徴収規程

平成22年4月1日
規程第51号

(目的)

第一条 この規程は、地方独立行政法人法第二十六条第一項の認可を受けた地方独立行政法人岐阜県立多治見病院中期計画（以下「認可中期計画」という。）に基づき、岐阜県立多治見病院（以下「病院」という。）を利用する者から徴収する使用料及び手数料の額並びにその徴収方法について定めるものとする。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項、第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（以下「算定額」という。）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定により行われるものと除く。）に係る使用料の額は、算定額に百分の二百を乗じて得た額とする。

- 2 労働災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による保険給付の対象となる療養又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長（以下「理事長」という。）が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。
- 3 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）及びその他の社会保険に関する法令の規定によりその額を定められたものの診療に係る使用料の額は、前二項の規定にかかわらず、当該法令等が定める算定方法により算定した額とする。
- 4 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前三項の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を切り捨てる。
- 5 使用料の額の算定が前四項の規定により難い場合の使用料の額は、前四項の規定にかかわらず別表第一から別表第五までに定めるとおりとする。
- 6 前五項の規定にかかわらず、理事長が国、地方公共団体、社会保険団体等と診療契約又は健康診断等の費用に係る契約を締結したときの使用料の額は、当該契約により算定した額とする。

(手数料の額)

第三条 手数料の額は、別表第六に定めるとおりとする。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を切り捨てる。ただし、消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合は、別表第六に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない。

- 2 生活保護法、国民健康保険法及びその他の社会保険に関する法令の規定によりその額を定められたものの手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該法令等が定める額とする。

(使用料及び手数料の徴収方法等)

第四条 使用料は、診療の都度支払わなければならない。ただし、入院患者にあっては、毎月1日から月末までの使用料をそれぞれ請求書に定める期限まで（退院する入院患者にあっては、退院の日までの使用料を同日まで）に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、同項の規定による支払期限までに使用料及び手数料を支払うことが困難であると認めるときは、支払期限を別に定めることができる。
- 3 手数料は、申請の際に支払わなければならない。ただし、事務の性質上申請の際に支払うことができないものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 4 支払われた使用料及び手数料は、返還しない。ただし、算定額を変更するとき又は理事長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。

(保証金)

第五条 理事長は、特に必要があると認めるときは、病院に入院しようとする者及び病院の備品の貸付を受けようとする者から、保証金を徴収することができる。

(減免)

第六条 理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払を猶予することができる。

(その他)

第七条 この規程に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年五月十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年九月一三日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年十一月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十四年六月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年三月一日から施行する。

附 則
この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則
この規程は、平成二十九年九月一日から施行する。

附 則
この規程は、平成三十年六月一日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年一〇月一日から施行する。

附 則
この規程は、令和二年四月一日から施行する。

附 則
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

附 則
この規程は、令和四年一月一日から施行する。

附 則
この規程は、令和四年六月二〇日より施行し、令和四年六月一日から適用する。

附 則
この規定は、令和四年八月一日から施行する。

附 則
この規定は、令和四年一〇月一日から施行する。

附 則
この規定は、令和四年一一月一五日から施行する。

附 則
この規程は、令和四年一二月一二日より施行し、令和四年一二月一日から適用する。

附 則
この規程は、令和五年四月一日より施行する。

附 則
この規程は、令和五年五月八日より施行し、令和五年四月一一日から適用する。

附 則
この規程は、令和六年四月一日より施行する。

附 則
この規程は、2024年6月1日より施行する。

附 則
この規程は、2024年10月1日より施行する。

附 則
この規程は、2025年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2025年5月12日から施行する。

附 則
この規程は、2025年7月15日から施行する。

附 則
この規程は、2025年8月1日から施行する。

別表第一（第二条関係）診療に関する諸料金

種類	区分	単位	額
他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した患者に係る保険外併用療養料	医科初診	1回につき	7,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	医科再診	1回につき	3,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	歯科初診	1回につき	5,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	歯科再診	1回につき	1,900円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める選定療養費（平成18年厚生労働省告示第四百九十五号。）第2条15に該当する薬剤料		1回につき	使用した先発医薬品とその先発医薬品に係る後発医薬品の差額の100分の25を乗じて算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第四百九十八号。以下「医薬品等告示」という。）第八号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る保険外併用療養料		1日につき	医薬品等告示第九号に規定する者以外の者に対し、医薬品等告示第十号に規定する点数に100分の15を乗じて算定した点数に10円を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
予防接種料		1回につき	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定方法」という。）により算定した初診料又は再診料、投薬料又は注射料及び検査料を合算した額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合（以下「課税となる場合」という。）は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）。ただし、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第六十号）に定めのない薬剤を使用した場合は、使用薬剤の購入価格を薬価とみなす。
死体検案料		1体につき	算定方法により算定した初診料及び往診料を合算した額（課税となる場合は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）

種類	区分	単位	額
診療材料代			実費相当額（課税となる場合は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）
歯科材料代			実費相当額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
セカンドオピニオン 外来相談料		1回につき	10,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額。 ただし、相談時間が30分を超える場合は、30分（30分に満たないときは、30分とする。）を増すごとに5,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
生命保険等医師面談料		1件につき	5,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索料	色素を注入する方法によるもの	1回につき	30,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
病衣使用料		1日につき	70円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
付添ベッド使用料		1日につき	90円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
訪問看護自動車使用料		1キロメートル (1キロメートル未満の端数は、1キロメートルとする。)につき	200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額 ただし、タクシー又はハイヤーを使用したときは、実費相当額
患者転院搬送料	交通費（当院の車両で搬送した場合）	1キロメートル (1キロメートル未満の端数は、1キロメートルとする。)につき	200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額 ただし、高速道路を使用したときは、実費相当額を加算した額
	交通費（当院の車両以外で搬送した場合）	1回につき	実費相当額
	医師同乗料	15分につき	1,800円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	看護師等同乗料	15分につき	800円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	運転手	15分につき	900円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
付添寝具使用料		1日につき	実費相当額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
容器等代金		1個につき	60円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額

種類	区分	単位	額
受託検査料		1回につき	算定方法により算定した検査料、画像診断料及び病理診断料を合算した額（課税となる場合は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）
先天性代謝異常検査に関する採血料		1回につき	2,700円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
新生児マススクリーニング追加検査	原発性免疫不全症、脊髄性筋萎縮症、副腎白質ジストロフィー、ライソゾーム病	1回につき	11,800円に合算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
ケミカルピーリング料金		1回につき	4,800円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
Qスイッチルビーレザー料金	5×5mm ² まで	1ヶ所につき	5,300円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	1×1cm ² まで	1ヶ所につき	7,700円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	3×3cm ² まで	1ヶ所につき	11,500円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	5×5cm ² まで	1ヶ所につき	17,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	5×5cm ² を超えるもの	1ヶ所につき	26,700円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
B/Sブレイス爪矯正料		1ヶ所につき	4,700円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
死亡時画像診断(A.i)	患者依頼（患者家族依頼に限る）	C T + 読影 1式	30,000円（内税）（コンピューター断層撮影料、電子画像管理加算料、コンピューター断層診断料）及びA.iセンター読影料40,000円に対し消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額を加算した額

種類	区分	単位	額
H L A遺伝子型 タイプング	HLA遺伝子型タイプング(NGS型)	標準コース	4 9 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	HLA-A、B、C、DR遺伝子型(4座セット)	標準コース	3 9 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	4 7 , 4 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	HLA-A遺伝子型	標準コース	1 3 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	1 6 , 2 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	HLA-B遺伝子型	標準コース	1 3 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	1 6 , 2 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	HLA-C遺伝子型	標準コース	1 3 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	1 6 , 2 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	HLA-DRB1遺伝子型	標準コース	1 3 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	1 6 , 2 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
HLA-DQA1遺伝子型	標準コース	1 3 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	
	至急コース	1 6 , 2 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	
HLA-DQB1遺伝子型	標準コース	1 3 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	
	至急コース	1 6 , 2 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	
HLA-DPA1遺伝子型	標準コース	1 3 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	
	至急コース	1 6 , 2 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	
HLA-DPB1遺伝子型	標準コース	1 3 , 5 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	
	至急コース	1 6 , 2 0 0 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	

種類	区分	単位	額
HLA遺伝子型タイプング	ナルコレプシー診断 (HLA-DRB1、DQB1遺伝子型検査)	標準コース	27,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	32,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
移植後キメリズム検査	移植後キメリズム	標準コース	27,500円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	33,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	T-Cell分画	標準コース	11,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	13,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	B-Cell分画	標準コース	11,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	13,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	NK-Cell分画	標準コース	32,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	38,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	マクロファージ分画	標準コース	11,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	13,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	リンパ球分画	標準コース	8,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	9,600円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
HLA抗体検査	HLAクラスI抗体スクリーニング	標準コース	11,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	13,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	HLAクラスII抗体スクリーニング	標準コース	11,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	13,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	HLAクラスI抗体同定	標準コース	22,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	26,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額

種類	区分	単位	額
HLA抗体検査	HLAクラスII抗体同定	標準コース	22,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
		至急コース	26,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
A-Cube	皮膚筋炎/多発性筋炎関連抗体検出セット	1回につき	34,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	全身性強皮症関連抗体検出セット	1回につき	33,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	統合セット	1回につき	49,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
インドメタシンスプレー		1本	300円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
ダビンチ手術 (ヘルニア)	片側		427,900円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	両側		483,700円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
備考			
一	この表において「休日」とは、次に掲げる日をいう。		
イ	日曜日		
ロ	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第百七十八号）第三条に規定する休日		
ハ	1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで		
二	この表において「診療時間」とは、休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。		
三	この表において「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までをいう。		
四	助産に係る診療に該当する場合は、消費税及び地方消費税に該当する額を加算しない。		
五	使用料の額に1円未満の端数が生じた時は、1円未満を切り捨てる。		

別表第二（第二条関係）産科、婦人科領域の諸料金

種類	区分	単位	額
分べん料	診療時間内における分べん	1子につき	200,000円（多胎分べんの場合には、2子目から1子につき115,000円を加算した額）ただし、在胎週数22週に達した以後の出産（死産を含む）でない場合は、12,000円を減算した額
	診療時間外（深夜及び休日を除く。）における分べん	1子につき	220,000円（多胎分べんの場合には、2子目から1子につき125,000円を加算した額）ただし、在胎週数22週に達した以後の出産（死産を含む）でない場合は、12,000円を減算した額
	深夜及び休日における分べん	1子につき	250,000円（多胎分べんの場合には、2子目から1子につき140,000円を加算した額）ただし、在胎週数22週に達した以後の出産（死産を含む）でない場合は、12,000円を減算した額
帝王切開時分べん介助料		1子につき	200,000円（多胎分べんの場合には、2子目から1子につき115,000円を加算した額）ただし、在胎週数22週に達した以後の出産（死産を含む）でない場合は、12,000円を減算した額
新生児管理料		1日につき	10,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
乳房マッサージ料		1回につき	2,000円（課税となる場合は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）
妊娠等保健指導料		1回につき	2,000円（課税となる場合は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）
人工授精料		1回につき	10,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
避妊リング	挿入料	1回につき	55,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	抜去料	1回につき	7,300円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
新生児聴覚検査料		1回につき	8,500円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
分べん材料代			実費相当額
胎盤処置料		1回につき	実費相当額
卵管結紮料（自費）		1回につき	43,500円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
赤ちゃんエコー代		1回につき	2,800円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額

種類	区分	単位	額
産後1ヶ月検診料		1回につき	7,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
1ヶ月児健診料		1回につき	6,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
非侵襲性出生前遺伝学的検査	当院通院中 カウンセリング (当院分娩予定)	1回につき	10,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	当院通院中 検査料等 (当院分娩予定)	1回につき	72,100円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	他院通院中 カウンセリング (他院分娩予定)	1回につき	20,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	他院通院中 検査料等 (他院分娩予定)	1回につき	96,100円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
備考			
一	この表において「休日」とは、次に掲げる日をいう。		
イ	日曜日		
ロ	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第百七十八号）第三条に規定する休日		
ハ	1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで		
二	この表において「診療時間」とは、休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。		
三	この表において「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までをいう。		
四	助産に係る診療に該当する場合は、消費税及び地方消費税に該当する額を加算しない。		
五	使用料の額に1円未満の端数が生じた時は、1円未満を切り捨てる。		

別表第三（第二条関係）健康診断諸料金

種類	区分	単位	額
健康診断料		1回につき	算定方法により算定した初診料又は再診料、検査料、画像診断料及び病理診断料を合算した額（課税となる場合は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額）
脳ドックコース		1回につき	42,860円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
脳ドックA (V S R A D有り)		1回につき	43,600円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
脳ドックB (V S R A D無し)		1回につき	39,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
C Tによる肺がん検査料		1回につき	9,520円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
喀痰細胞検査料		1回につき	2,500円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
脊椎脊髄検査料		1回につき	11,140円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
血圧脈波検査料		1回につき	2,700円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
アルツハイマー画像検査料		1回につき	2,860円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
備考			

別表第四（第二条関係）特別室使用料

種類	区分	単位	額
一 助産に関するもの以外のもの	特別個室 (特a)	1日につき	23,700円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	個室 (南a)	1日につき	13,900円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額円
	個室 (a)	1日につき	7,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	個室 (b)	1日につき	6,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	個室 (c)	1日につき	3,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	個室 (南b)	1日につき	6,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	2人室 (南c)	1日につき	4,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
一 助産に関するもの以外のもの	2人室 (d)	1日につき	3,400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	特別個室 緩和(a)	1日につき	8,900円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
二 助産に関するもの	個室 緩和(b)	1日につき	4,900円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	特別個室 (特a)	1日につき	23,700円
	個室 (南a)	1日につき	13,900円
	個室 (a)	1日につき	7,400円
	個室 (b)	1日につき	6,200円
	個室 (南b)	1日につき	6,400円
	2人室 (南c)	1日につき	4,200円
	2人室 (d)	1日につき	3,400円
備考			
一 入院又は退院する当日の特別室使用料は、入院又は退院する時間にかかわらず0時を起点に、1日分の額とする。			
二 転室した日の特別室使用料は、転入した室の特別室使用料とする。			
三 助産に係る診療に該当する場合は、消費税及び地方消費税に該当する額を加算しない。			
四 使用料の額に1円未満の端数が生じた時は、1円未満を切り捨てる。			

別表第五（第二条関係）その他の諸料金

種類	区分	単位	額
診療情報複写材料代		1枚につき	岐阜県個人情報保護事務取扱要綱において定める額。ただし、当該要綱に定めのない複写材料を使用する場合は、使用する複写材料の実費相当額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
緩和ケア病棟家族室 (1及び2) 使用料		1泊につき	2,900円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額 (2日以上にわたって使用した場合のみ料金を課す。)
駐車場使用料	受診者	1台につき	30分まで無料。 30分を超える5時間まで100円。 以降1時間ごとに100円。ただし、その額が1,000円を超えるときは1,000円
	受診者以外の者	1台につき	30分まで無料。 30分を超える1時間まで100円。 以降1時間ごとに100円。ただし、その額が1,000円を超える場合は1,000円
診療用備品貸付保証金	松葉杖	1本につき	3,000円 (預かり金として、その備品を返却した場合には返還するが、き損した場合や正当な理由なく1年以上返却されない場合は病院の収入とする。)
栄養指導等食事代	患者本人・家族等	1食につき	800円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
患者付き添い食	患者家族等	1食につき	500円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
光熱水費		1日につき	400円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
患者私物洗濯料	60cm×60cmのネットに入った洗濯物	1ネットにつき	300円
職員図書室利用登録料	院外医療従事者	1年間につき	1,000円
職員食堂利用料	理事長が認めた者	1食につき	400円
備考			
一 助産に係る診療に該当する場合は、消費税及び地方消費税に該当する額を加算しない。			

別表第六（第三条関係）文書交付手数料

種類	区分	単位	額
主治医意見書	在宅者新規	1通につき	5,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	在宅者新規以外	1通につき	4,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	施設入所者新規	1通につき	4,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	施設入所者新規以外	1通につき	3,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
診療診断書（国外で必要な診療情報提供書に準ずる文書）		1通につき	4,200円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
地方公務員災害補償保険法（昭和42年法律第百二十一号）、国家公務員災害補償保険法（昭和26年法律第百九十一号）等に基づく地方公務員、国家公務員等の公務上の災害に係る補償の給付を受けるために申請する診断書交付手数料		1通につき	3,180円 ただし、消費税及び地方消費税を含まない。
備考			